

日置市 令和8年度からの放課後等デイサービス利用についてQ&A

●対象者について

Q1 放課後等デイサービスの対象者要件が変更になったのでしょうか。

A1 対象者要件に明確な基準を設けました。フローチャートを確認してください。

Q2 不登校児ですが、放課後等デイサービスを利用できますか？

A2 不登校の状態にある障害児の放課後等デイサービスの利用は可能です。新基準に沿った支給決定になります。

障害を伴わない不登校児については、教育分野で実施する『ふれあい教室（日置市教育支援センター）』やスクールソーシャルワーカーの電話相談や家庭訪問も実施していますので、まずは学校や子ども支援センター等にご相談ください。

Q3 療育を一旦終了した後、学校等での困り感が強まり再度利用を開始したい場合、どのようなプロセスで再開すればいいのでしょうか？

A3 新規申請と同じ手続になります。また、一旦サービスが終了しても相談支援専門員への相談は可能です。まずは、困り感等について相談支援専門員若しくは市の福祉課までご相談ください。

●発達検査について

Q4 医師の意見書または発達検査結果が必ず必要なのでしょうか。

A4 通級による指導を受けている児童、通常学級に在籍する児童については必ず提出が必要です。放課後等デイサービスの対象者は「障害児」と定められていますので、「障害児」もしくは「それ相当の程度」を認める客観的資料として提出をお願いします。

医師の意見書（診断含む）や発達検査は、単なる証拠書類としての提出を求めるのではなく、保護者や支援者が児童の発達特性やその対応策について理解、実践するための客観的資料となります。発達課題があいまいな中では具体的な支援プランも作成できず、効果的な療育提供ができるとは言い難いため、効果的な療育提供を目的に、医師意見書もしくは発達検査を必須とさせていただいています。

意見書や検査結果等において療育支援の必要が認められる場合のみ支給決定を行います。（発達課題が何もない場合は療育対象となりません。）

Q5 発達検査はどこで受けられますか？

A5 発達検査が受けられる小児科等の医療機関、日置市児童発達支援センター等で検査を受けることができます。検査が受けられる医療機関の一覧は、鹿児島県のホームページを参考にしてください。→鹿児島県のホームページ:「発達障害を診療できる医療機関について」を参照

Q6 放課後等デイサービス事業所で行う発達検査でも良いのでしょうか？

A6 認めていません。放課後等デイサービス事業所の専門職による検査は、発達課題を評価するための有効な手段と考えられますが、平等性の観点から、医療機関や公共性の高い機関（発達支援センター等）での検査の実施をお願いします。

Q7 発達検査の結果はいつ提出すればいいのでしょうか？

A7 放課後等デイサービスの新規申請時、更新申請時（4年生進級時、中学校入学時、高校入学時）、支給量変更時（増加の場合）などに提出が必要となりますので、間に合うように発達検査等の予約をお願いします。（検査実施まで2～3カ月待つこともあります）

発達検査等の結果提出をもって支給決定を行いますので、検査が遅れると療育開始が遅れることとなりますので、余裕を持ったスケジュール管理をお願いします。

Q8 発達検査を受診する場合、初診で数ヶ月かかるようですが、どのタイミングで受診したらいいのでしょうか？

A8 Q7 のとおり提出時期が決まっていますので、早めの予約、受診をお願いします。

Q9 発達検査を受けるのに費用はかかるのでしょうか？

A9 費用がかかります。詳しくは受診する医療機関等でおたずねください。なお、受診にかかる費用は本人負担となります。

●必要書類について

Q10 特別支援学校、特別支援学級在籍証明書について「教育委員会からの情報提供に同意した場合は提出不要」とありますが、どのタイミングで手続きをすればいいのでしょうか？

A10 放課後等デイサービスの利用申請書に教育委員会等からの情報提供同意

欄を設けておりますので、申請時に同意ください。同意いただいた場合は、福祉課から教育委員会へ確認を行いますので、別途手続の必要はありません。

Q11 学校で作成した意見書（発達検査含む）は必要書類として認められるのでしょうか？

A11 Q6回答と同様の考え方になりますので、必要書類の代替とは認めていません。ただし、学校の意見書も支援プランの貴重な参考資料となりますので提出があった場合は内容について確認をさせていただきます。また、相談支援事業所への提出もお願いします。

●児童クラブについて

Q12 児童クラブの空きが少ないと聞いていますが、放課後等デイサービスから児童クラブへの移行はできるのでしょうか？

A12 児童クラブは、保護者が労働等（保護者の疾病、介護、看護、障害なども含む）により昼間家庭にいない場合利用できます。利用を希望する際は、児童クラブに直接お問い合わせください。

●支給量について

Q13 申請した日数や期間と違う支給決定通知が届いたのはなぜでしょうか？

A13 支給量は、窓口で保護者に対して行った聞き取り、相談支援専門員から提出されるサービス等利用計画案等をもとに、総合的に判断し支給決定を行うため、ご希望に沿えない場合もありますのでご理解の程お願いします。

●申請手続について

Q14 児童発達支援（療育）を利用していますが、改めて放課後等デイサービスの申請が必要になりますか？

A14 必要です。児童発達支援から放課後等デイサービスへの移行は新規申請になりますので申請書は郵送しません。継続して療育の支援が必要な場合は、市役所福祉課窓口での新規申請手続をお願いします。

Q15 放課後等デイサービスの新基準はいつから適用になりますか？

A15 令和8年4月利用分の更新申請から新基準での申請受付になりますので
フローチャートをご確認の上、手続きをお願いします。

Q16 令和8年度の年度途中で更新申請の場合は、いつから新基準での適用になりますか？

A16 令和8年度の1年間に限り猶予期間を設け、更新のタイミングから新基準支給
量案を適用します。

(例) R8年 4月更新 → R8年 4月から新基準支給量案適用

(例) R8年 10月更新 → R8年 10月から新基準支給量案適用

Q17 申請は必ず窓口での手続きが必要でしょうか？

A17 原則、窓口での手続きをお願いします。申請時に、障害児通所等利用申請に
係る調査票の聞取りを行いますので、市役所窓口での申請をお願いします。